

事 務 連 絡  
令和 4 年 12 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課  
医師臨床研修推進室

令和 6 年度からの医師の働き方改革を踏まえた、臨床研修における  
時間外・休日労働の想定上限時間数及び実績の記載について（周知）

平素より医師臨床研修制度の推進に御尽力を賜り誠にありがとうございます。  
令和 4 年 3 月 31 日付けの当室事務連絡「令和 5 年度開始の臨床研修プログラムにおける医師の働き方改革を踏まえた対応について（周知）」で示したとおり、令和 6 年度に開始する研修プログラムからは、基幹型臨床研修病院及び当該病院の研修プログラムの実施に係る全ての協力型臨床研修病院について、研修プログラムごとに、時間外・休日労働の最大想定時間数（年単位換算）及び過去の時間外・休日労働時間の実績（年単位換算）等を、一覧表にして明示することが必要となります。

このため、その方法として、既存の臨床研修プログラムにおいては、年次報告で別紙を報告することとし、新設及び変更する臨床研修プログラムにおいては、プログラム申請時に別紙を併せて提出いただくこととします。そしてプログラムを選択する医学生等に向け、時間外・休日労働の想定上限時間数（年単位換算）及び過去の時間外・休日労働時間の実績（年単位換算）等について記載した別紙を含む最新の年次報告及びプログラムを、基幹型臨床研修病院ホームページで公表いただくこととします。

については、令和 5 年 4 月 30 日締切となる年次報告やプログラム申請に向けて準備を進めていただくよう、管下の臨床研修病院に対し、周知をお願いします。